

勤 労 者 財 産 形 成 貯 蓄 事 務 取 扱 要 領

(通則)

第1条 鳥取県職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する職員（副知事及び常勤の監査委員を除く。）、同法第22条の2の規定に基づき任用される会計年度任用職員、同法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員及び日々雇用職員並びに鳥取県教育関係職員、鳥取県警察職員を除く。以下「職員」という。）の勤労者財産形成貯蓄並びに勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄等」という。）に関する事務の取扱いについては、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）及び関係法令の定めによるほか、この要領により処理するものとする。

(事務の取扱い)

第2条 職員に係る財形貯蓄等の事務の取扱いは、総務部総合事務センター庶務集中課（以下「庶務集中課」という。）において取り扱うものとする。

(契約金融機関等)

第3条 職員が、財形貯蓄等の契約（以下「契約」という。）のできる金融機関等（以下「契約金融機関等」という。）は、別表のとおりとする。

(幹事金融機関)

第4条 鳥取県知事は、庶務集中課と契約金融機関等の中の事務の円滑な処理を図るため、前条に規定する契約金融機関等の中から、幹事金融機関を指定するものとする。

2 幹事金融機関は、鳥取県職員財形貯蓄等口座の開設及び預入金の受入れ及び契約金融機関等への送金に関する事務を行うものとする。

(加入資格)

第5条 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄を契約できる職員は、55歳未満の職員とする。

(契約)

第6条 契約を行おうとする職員は、別紙様式例に準じて各金融機関が作成した財形貯蓄等控除預入等依頼書（以下「依頼書」という。）及び財形貯蓄等に関する非課税関係書類（財形年金・住宅貯蓄に限る。）を当該契約金融機関等を経由して庶務集中課に提出するものとする。

2 庶務集中課は前項の規定による書類の提出を受けたときは、提出者の住所、氏名、生年月日、預貯金等の区分、非課税貯蓄の最高限度額、その他記載事項を確認の上受理し、非課税関係書類を契約金融機関等へ送付するものとする。

3 契約の件数は、貯蓄者1人について財形貯蓄2件（うち1件は中国労働金庫に限る。）並びに財形年金貯蓄1件及び財形住宅貯蓄1件に限るものとする。

(預入等の額及び方法)

第7条 預け入れの額は、1,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍の額とする。

2 預け入れの方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 毎月の給料からの定額積立て

(2) 6月及び12月の期末、勤勉手当からの定額積立て

(3) 前2号の規定による定額積立ての組合せ

(預貯金等の預入等)

第8条 知事は、第6条第2項により庶務集中課において依頼書を受理したときは、給料又は期末勤勉手当（以下「給与」という。）から控除し、当該貯蓄者に代わって幹事金融機関に払い込むものとし、貯蓄者は、これにより預け入れを行うものとする。

(預入等の期間)

第9条 預け入れを行う期間は、財形貯蓄は3年以上、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄は5年以上行うものとする。

(氏名、住所又は印鑑の変更)

第10条 氏名、住所又は印鑑を変更した貯蓄者は、非課税関係の異動申告書を当該契約金融機関等に提出するものとする。

(預入等の方法等の変更)

第11条 第7条の規定による預け入れ等の額及び方法を変更しようとする貯蓄者は、依頼書を当該契約金融機関等を経由して庶務集中課に提出するものとする。

(預入期間等の変更)

第12条 財形年金貯蓄者は、当該財形年金貯蓄契約に基づく預け入れの期間を変更しようとするときは、依頼書を、原則として当該契約金融機関等を経由して最後の預け入れ等の日の属する月の前月末日までに、庶務集中課に提出するものとする。

ただし、12月の期末、勤勉手当分に係る変更をしようとする場合は、支給直前の1月20日までに提出するものとする。

2 財形年金貯蓄者は、当該財形年金貯蓄契約に基づく年金の受取時期、受取期間又は受取額の算定方法を変更しようとするときは、当該契約金融機関等の定めに則り、期日までに当該契約金融機関等に提出するものとする。

(最高限度額の変更)

第13条 既に申告した非課税の最高限度額を変更しようとする貯蓄者は、依頼書に非課税貯蓄限度額変更申告書を添えて当該契約金融機関等を経由して庶務集中課に提出するものとする。

(財形貯蓄等の払戻し)

第14条 貯蓄者は、契約を解約することなく預貯金等の一部又は全部の払戻しを受けようとするときは、当該契約金融機関等に払戻しの請求を行うものとする。

(預入等の中断及び復活)

第15条 預け入れの中断は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、原則として2年未満の期間に限り預け入れを中断することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約金融機関等において、預け入れを中断することができる期間に特に定めのある場合については、これによるものとする。

3 前2項の規定により、預け入れの中断をしようとする貯蓄者は、依頼書を当該契約金融機関等を経由して庶務集中課に提出するものとする。

4 前3項の規定により預け入れを中断した貯蓄者が預け入れを復活しようとするときは、依頼書を当該契約金融機関等を経由して庶務集中課に提出するものとする。

(財形貯蓄等契約の解約)

第16条 契約を解約しようとする貯蓄者は、依頼書に非課税貯蓄廃止申告書(財形年金・住宅貯蓄に限る。)を添えて当該契約金融機関等を経由して庶務集中課に提出するものとする。

2 解約に伴う払戻金は、当該貯蓄者が契約金融機関等から直接受領するものとする。

(依頼書の提出の時期及び預入等の開始)

第17条 貯蓄者は、第7条、第10条、第11条、第12条第1項、第13条、第15条各項、第16条第1項に規定する変更等を行うときは、その都度速やかに、依頼書を当該契約金融機関等に提出するものとする。

2 当該契約金融機関等は、前項の規定により提出された依頼書を、速やかに庶務集中課に送付するものとする。

3 第1項の規定により提出された依頼書の事項は、原則として契約金融機関等から送付され庶務集中課に到達した日の属する月の翌月の給与支給日において、適用し開始されるものとする。

ただし、12月の期末、勤勉手当分に係る事項は、支給直前の11月20日までに到達したものについて、適用し開始されるものとする。

(非課税適用確認申告書)

第18条 財形年金貯蓄者は、財形年金貯蓄契約に基づく積立て期間の末日において財形年金貯蓄の残高を有している場合には、財形年金貯蓄の非課税適用確認申告書を、その積立期間の末日以後2か月以内に当該契約金融機関等に提出するものとする。

(退職等に関する通知)

第19条 庶務集中課は、貯蓄者が死亡、退職その他の理由により給与から控除できなくなったときは、当該契約金融機関等にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた当該契約金融機関等は、当該貯蓄者の財形貯蓄等の処

理を適正に行うものとする。

(残高の通知)

第20条 契約金融機関等は、貯蓄者に対し、当該貯蓄者の貯蓄残高を毎年、定期（各金融機関等の定めによる）に、書面により通知するものとする。ただし、貯蓄者による申込み、承諾その他同意があったときには、当該契約金融機関等は、情報通信技術を用いた電磁的方法等、法令に定められた預貯金等の額の通知等に関する規定により取扱うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約金融機関等は、庶務集中課から求めがあったときには、貯蓄者の人数及び残高の合計その他について、書面により明らかにするものとする。

附 則

(適用期日)

第1条 この要領は、昭和58年10月24日から適用する。

(財形年金貯蓄契約に係る経過措置)

第2条 昭和59年9月30日までの間に職員が財形貯蓄等の契約を行う場合については、第5条中「55歳未満の職員」とあるのは「職員」と、第9条中「5年」とあるのは「3年」と読み替えるものとする。

附 則

(適用期日)

この要領は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

第1条 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、附則第2条の規定は昭和63年3月1日から、財形住宅貯蓄契約に関する改正規定は、昭和63年6月1日から施行する。

(財形貯蓄契約に係る経過措置)

第2条 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和62年9月法律第100号）附則第2条第1項及び第2項に定める財形貯蓄引継契約を行おうとする場合は、昭和63年3月1日から3月10日までの間に行うものとする。

2 契約金融機関等は、前項の規定により提出された書類は当該月の15日までに幹事金融機関に送付するものとする。

3 幹事金融機関は、前項の規定により送付された書類は当該月の16日までに知事に送付するものとする。

附 則

(適用期日)

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

第1条 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(財形貯蓄契約に係る経過措置)

第2条 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により出納長が在職する間は、第1条中「副知事及び常勤の監査委員」とあるのは「副知事、出納長及び常勤の監査委員」と読み替えるものとする。

附 則

(適用期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要領は、平成24年1月26日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和7年9月1日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

(別表)

原則として、以下に掲げる鳥取県内に本支店（社）、営業所等をおく金融機関等に限るものとする。

〈都市銀行〉	株式会社みずほ銀行
〈信託銀行〉	三井住友信託銀行株式会社
〈地方銀行〉	株式会社鳥取銀行 株式会社山陰合同銀行 株式会社島根銀行
〈その他の銀行〉	株式会社ゆうちょ銀行
〈信用金庫〉	鳥取信用金庫 米子信用金庫 倉吉信用金庫
〈労働金庫〉	中国労働金庫
〈証券会社〉	野村証券株式会社 S M B C 日興証券株式会社 大和証券株式会社
〈生命保険会社〉	日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社 富国生命保険相互会社 大樹生命保険株式会社
〈農業協同組合〉	鳥取県信用農業協同組合連合会
〈商工中金〉	株式会社商工組合中央金庫